

令 和 6 年 度  
近江八幡市簡易工事等  
契 約 希 望 者 登 錄  
申 請 の 手 引 き

近江八幡市総務部 管財契約課

# 近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請について

この登録制度は、市の建設工事入札参加有資格者名簿に未登録で、市内に事業所を置く事業者等に対し、建設業法の許可を受けなくとも、市が発注する少額の簡易な工事等（設計金額が消費税込みで50万円未満）の受注機会を拡大し、公平公正に活用することにより市内の経済の活性化を図ることを目的としています。

## 1 審査基準日

令和6年8月1日

## 2 受付期間、時間、場所及び提出方法

- (1) 受付期間 令和6年8月19日（月）から令和6年8月30日（金）まで（土・日を除く）  
(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで  
(3) 受付場所 近江八幡市役所本庁舎3階 管財契約課  
(4) 提出方法 ①持参  
②郵送又は宅配便（以下「郵送等」という。）  
期日については、令和6年8月30日（金）午後5時必着

### 発送先

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236 近江八幡市総務部管財契約課 宛  
**封筒に「簡易工事等契約希望者登録申請書在中」と朱書きすること。**

**なお、持参していただいた場合についても、提出された申請書は後日審査し、受領書等を送付しますので必ず返信用封筒（84円切手貼付）を提出してください。**

## 3 提出部数 1部

## 4 申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 以下のいずれかに該当していること。  
ア 近江八幡市内に居住する者  
イ 近江八幡市内に事業所を有する者  
ウ 業務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める者  
(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。  
(3) 次のいずれかに該当する者でないこと。  
ア 近江八幡市の入札参加資格審査申請に基づく建設工事有資格者名簿に登録されている者  
イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者  
ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者  
エ 自己又は同居する家族、若しくは自社又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者  
オ 簡易工事に係る希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者  
カ 国税及び地方税に滞納がある者  
キ その他市長が適当でないと認める者

## 5 有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年間

## 6 登録希望業種

2 業種以内であれば内容の制限はありませんが、「工事等業種」に該当する業種を記入してください。なお、発注担当課等ではこの内容を見て業者等を選定しますので、下記の「工事等業種例」を参考にしてできるだけ具体的に1欄1業種で受注を希望する順序で記入ください。

また、法的な許可、免許、登録を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

### 「工事等業種例」

#### ○建築関係業務

具体業種… ガラス サッシ 網戸 建具 壁 屋根 門扉 内装仕上げ 塗装 錠鍵  
タイル ブロック 雨どい 障子 棚 大工 左官 防水 板金

#### ○電気、管、機械、消防施設関係業務

具体業種… 電気器具 配線 照明 放送機器 空調機器 ボイラー ガス機器  
給排水・給湯設備 廉房設備 衛生設備 ガス配管 機械器具  
火災報知設備

#### ○土木関係業務

具体業種… 舗装 遊具 交通安全施設 道路・河川構造物・道路付属施設 植栽  
公園設備 石積み 除草

## 7 提出方法及び提出書類

### (1) 提出方法

提出書類を下記番号順 ((2)①から⑧) にクリアファイル等に挟んで提出すること。

### (2) 提出書類

提出書類	対象
①提出書類確認表（簡易工事等）	○
②近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書【指定様式第1号】	○
③委任状（任意様式）	△
④許可証等(写)（該当する場合のみ）	△
⑤納税証明書（写）※ (未納がないことを証するもの)	国税
	県税
	市税
⑥商業登記簿謄本（写）※ (法人のみ)	△
⑦誓約書	【指定様式第2号その1】
	【指定様式第2号その2】
⑧返信用封筒	○

※発行後3箇月以内のものに限る。

「○」については提出必須項目、「△」については該当する場合のみ提出が必要

## 8 提出書類の作成上の注意

### (1) 文字は黒インキ又は黒ボールペンを使用して、楷書でわかりやすく記入すること。

(各枠内に入るゴム印又はタイプは可)

### (2) 記載方法等について

#### ① 提出書類確認表（簡易工事等）——（指定様式）（全業者必須）

提出書類に漏れがないかチェック後提出してください。

**② 近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書—— (指定様式第1号) (全業者必須)**

ア 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入すること。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入すること。

イ 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している屋号等の商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

ウ 代表者職、氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職、氏名を記入ください。個人事業主は、商号がある場合は通常使用している代表職名、氏名を記入してください。

エ 電話及びFAX番号

電話及びFAXは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、個人事業主の場合は、公表されることに留意した上で携帯電話の登録も可能です。

オ 支店、営業所等で登録する場合は、委任状を作成のうえ受任先の所在地、事業所、代表者職名、氏名を記入すること。

**③ 委任状—— (任意様式) (対象業者のみ必要)**

市外に本店があり、営業所等で登録する場合は作成すること。なお、同一の法人・事業主が複数の支店・営業所等の登録を申請することはできない。

**④ 許可証等—— (発行官公署の様式) (対象業者のみ必要)**

ア 業務に関し、法律上必要とする許可・登録を受けている者で希望業種とする場合は、申請時許可証等の写しを提出すること。(建設業許可については提出不要)  
イ 許可・登録の必要がない業務を希望する場合は、提出の必要はない。

**⑤ 納税証明書(写)—— (発行官公署の様式) (全業者必須)**

ア 下表で該当するものを提出すること。

①	「国税に未納がないこと」を証するもの
②	「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの
③	「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの

イ 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

ウ ①については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。(電子納税証明書を印刷したものも可とする。)  
未納税額のない証明書(その3)又は、

- a. 法人の場合:「法人税」「消費税及び地方消費税」(その3の3)  
b. 個人の場合:「申告所得税」「消費税及び地方消費税」(その3の2)

エ ②については本社登録する場合は本社の所在する都道府県の、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。(簡易工事は原則近江八幡市に本店又は営業所を有するものが申請できる登録であり、滋賀県税の証明については中部県税事務所より取得が可能。)

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納(滞納)がないこと」とする。

オ ③については収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けること。証明書の発行については手数料、委任状、代表者印(法人の場合)等必要となりますので事前に収納課に確認すること。  
※新規法人化したばかりで証明書が発行できない方に関しては、「新規設立(開設)申告書」又は「個人事業の開業届出書」を提出すること。

**⑥ 商業登記簿謄本(写)—— (管轄法務局の様式) (対象業者のみ必要)**

ア 法人で登録を受ける場合は添付すること。

イ 申請時の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

**⑦ 誓約書—— (指定様式第2号その1、その2) (全業者必須)**

ア 様式(その1)については、近江八幡市暴力団排除条例(平成23年近江八幡市条例第25号)第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、支店での登録であっても本社(本店)について記載すること。(本人の署名の場合は押印不要)

イ 添付書類（様式 その2）については以下の者を記入すること。

- a. 法人の場合：代表者及び登記に記載のある役員。また営業所等で登録の場合は営業所長等
- b. 個人の場合：本人及び同居する家族で成人（18歳）以上の者

#### ⑧ 返信用封筒——（全業者必須）

ア 提出方法が持参又は郵送どちらの場合でも後日、郵送にて受領書を送付するので、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し84円切手を貼付したもの）を同封すること。

イ 書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付します。

### 9 申請書提出における注意事項

(1) 申請受付期間以外では受付しない。

(2) 申請書、提出書類が著しく不足している場合、又は提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

### 10 申請書提出後の変更届

(1) 簡易工事等契約希望者登録申請書提出後に、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに変更内容を証する書類を添えて「近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届」を提出すること。

① 住所、所在地、電話番号等を変更したとき。

② 氏名、法人名称又は代表者を変更したとき。

③ 廃業等により営業が不可能になったとき。

④ 登録を抹消しようとするとき。

(2) 「近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届」は近江八幡市ホームページに掲載している指定様式第3号により作成すること。

(3) 「近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届」の提出は持参又は郵送とする。

### 11 登録取消等の処置

(1) 近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止の措置を講じることがある。

(2) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがある。

なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行う。

### 12 その他

(1) 登録希望業種の変更は、次年度以降に新たな申請により受け付けるものとし、近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届による受付は行わない。

(2) 近江八幡市ホームページにて、本手引きに関する補足の掲載、よくある質問等に回答があるので確認してください。

(3) 近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書（指定様式第1号）を提出し、審査に合格した方は、近江八幡市簡易工事等希望登録者名簿に登録され、併せて府内に周知されることにより、近江八幡市が発注する簡易な工事等契約の際に業者等選定の対象となります。

ただし、業者選定、契約等を約束するものでなく、また近江八幡市入札参加資格者申請による資格者の選定を拒むものではありませんのでご承知ください。

(4) この制度による登録者名簿は府内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開（閲覧）いたします。

### 13 契約に関する事項

(1) 発注の方法

市が簡易な工事等を発注するときは、原則として、複数の登録者の見積り競争によって最も低い価格を提示した登録者と契約することになります。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合必ず辞退届を提出ください。

落札者には、結果について速やかに発注課等の担当者から電話等にて連絡いたします。

(2) 契約の方法

契約者となった場合は、発注課等の指示に従って書面（請書もしくは契約書）により契約します。なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

(3) 契約の履行

契約の履行は、近江八幡市契約規則、近江八幡市建設工事執行規則等、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

(4) 請負代金の支払い

請負代金の支払いは工事等完了後に行う検査に合格後、請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

支払い期限は、正当な請求を受けた日から 40 日以内となります。

(5) 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

<問合せ先>

近江八幡市役所 総務部管財契約課

TEL 0748-33-3111 (代表) 内線421・416

0748-36-5557 (直通)

FAX 0748-32-3237